

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき作成されるものであり、住民に関する正確な記録を整備し、居住関係の公証、その他住民に関する事務処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 <中間サーバー> ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、機構が設置するものを共同利用する。
③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 共通基盤システム 4 統合利用番号連携サーバー 5 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民人権局市民生活部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市市民人権局市民生活部戸籍住民課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7739
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		☐ 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		☐ 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [○] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成28年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成28年10月7日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 6、18、20、21、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、77、80、84、 89、91、92、94、96、101、102、103、10 5、106、108、111、112、113、114、11 6、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 6、18、20、21、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、74、77、80、 84、85の2、89、91、92、94、96、101、10 2、103、105、106、108、111、112、11 3、114、116、117、120の項)	事前	
平成28年10月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点		
平成28年10月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成28年7月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追記)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2		
平成29年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年3月31日 時点		
平成29年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年3月31日 時点		
平成30年8月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点		
平成30年8月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点		
平成30年8月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	松尾泰仁	戸籍住民課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
令和1年5月30日	IV リスク対策		(1. から9. までの項目を追記)	事後	様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和元年10月1日 時点		
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和元年10月1日 時点		
令和4年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下、「第85号総務省令」という)第35条第1項により、機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) 《削除》	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点		
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点		
令和4年10月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和4年5月1日 時点		
令和4年10月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和4年5月1日 時点		
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年1月1日 時点		
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	令和5年1月1日 時点		
令和6年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点		
令和6年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点		
令和7年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年2月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和6年2月1日 時点		
令和7年5月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）		
令和7年5月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） なし	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） なし		
令和7年5月30日	Ⅳリスク対策 8. 入出を介在させる作業		項目追加	事後	様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	様式変更に伴う追記